

背景•概要

~令和7年度から補助率が定額(100%)となる要件を緩和しました~

別紙2

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方においては、引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいという ニーズがある一方、医的ケアを必要とするような自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人 材不足は深刻な状況。

そのため、自動車事故被害者の介護者なき後においても、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるよう、令和5年度より訪問系サービスを提供する事業者の新設を支援するとともに、介護人材確保に係る経費を支援。

新設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

- ·居宅介護事業者
- ·重度訪問介護事業者
- ※新設初年度に限る。
- ※補助対象年度中に自動車事故により重度の 後遺障害を負った者の利用があること 等

補助率

1/2(利用予定者のうち 自動車事故被害者が2人 以上の場合は100%)

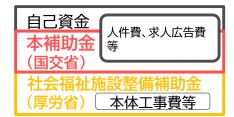
補助内容

新設の際に必要となる初年度経費 の一部

- ①介護職員の人材雇用に係る経費
- ②求人情報の発信等に係る経費
- ③研修等経費の支援

補助上限額

300万円



開業次年度以降

対前年度比での賃金改善、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

- ·居宅介護事業者
- ·重度訪問介護事業者
- ※補助対象年度中に自動車事故により重度の 後遺障害を負った者の利用があること 等

補助率

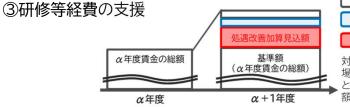
1/2(利用者のうち自動車事故被害者が2人以上の場合は100%)

補助内容

補助上限額

自動車事故被害者受入に必要となる 200万円 経費の一部

- ①介護職員の賃金改善に係る経費
- ②求人情報の発信等に係る経費



自己負担(事業所)

本補助(国土交通省) 福祉·介護職員処遇改善加算

価値・介護職員処題以書加昇 (厚生労働省) 対α年度比で賃金改善を図った

対α年度比で賃金改善を図った場合に障害福祉サービス等報酬との併給調整を図った上で、一定額を支援